

# ごみと資源の 分け方・出し方

家庭用 全地区共通

～令和2年1月から分別ルールが一部変わりました～



新

変更点は、冊子内のこのマークを  
チェック!!

※最新情報はホームページを  
ご覧ください

Q

URL:<https://www.city.miura.kanagawa.jp>



## ごみの分別等の問い合わせ

都市環境部廃棄物対策課

☎ 046-882-1111(内線291・295・299)

(月～金：8時30分～17時15分)

※土日・祝日、年末年始等除く

## 収集日の確認方法

### ●新分別のごみ

「収集日一覧表」(この冊子の裏表紙)

または

「分別収集カレンダー」(別紙)

※収集日はお住まいの場所により異なります。

## 粗大ごみの予約申込

### ●粗大ごみ戸別収集の予約申込

(有)岬興業 ☎ 046-888-7477

(月～金：8時30分～17時15分(12～13時除く))

※土日・祝日、年末年始等除く

Q

URL:<https://www.city.miura.kanagawa.jp>

三浦市

## 出し方のルール

P. 1



燃せるごみ

P. 3



びん缶、金物類

P. 5



ペットボトル

P. 6



プラスチック  
製容器包装

P. 7



不燃ごみ

P. 9



古着古布、蛍光管類、  
破砕できないごみ

P.10



枝木草葉類

P.11



新聞紙、雑誌、段ボール、  
紙バック、その他の紙

P.11



集団資源回収

P.12



粗大ごみ

P.13



自己搬入(市の施設への  
直接持ち込み)

P.16



【拠点回収品目】  
使用済み小型家電  
乾電池など

P.17



パソコン

P.19



エアコン、テレビ、  
冷蔵庫・冷凍庫、  
洗濯機・衣類乾燥機

P.20



危険性のあるもの  
処理に支障がある  
もの

P.21

分別区分早見表

P.22

広告物

広告  
ページ

収集日一覧表

裏表紙

## 出し方のルール

**時間** 収集日の朝8時30分までに出してください。(※収集日は裏表紙をご覧ください。)

**場所** お住まいの地区の決められたごみ収集場所に出してください。

**出し方** 必ず分別し、排出袋などを守って決められた日に出してください。

分別・排出曜日・排出袋などが守られていない場合は収集できません。  
誤って排出された場合、正しく排出し直してもらうため、違反ごみステッカー  
(イエローカードなど)を貼って残していきます。市では袋を開封し、内容を確認する  
などして、適正に排出するよう指導・啓発を行う場合があります。



**新** 令和元年度の主な変更点一覧 (詳細は該当ページでご確認ください。)

令和2年1月から変更 下記のとおり、分別区分や出し方が変わりました。

**新** 「燃せるごみ」(P.3) ※「一般ごみ」→「燃せるごみ」に変更

- プラスチック製品 (プラスチック製容器包装以外のもの) ● 紙製容器包装等の一部
- ビニール・ゴム類 ● その他 (乾燥剤・保冷剤、アルミホイル、敷きパッドなど)

**新** 「不燃ごみ」(P.9) ※「埋立ごみ」→「不燃ごみ」に変更

- ガラス、陶器類 ● 50cm以下のコード付家電製品 ● 刃物類
- ※プラスチック・ビニール・ゴム製品は「燃せるごみ」、蛍光管類は「蛍光管類」で出してください。

**新** 「古着古布」(P.10) ※「拠点回収」→「ごみ収集場所」に変更

- 年3回拠点回収していた古着古布については、指定日にごみ収集場所へ出してください。  
(※収集日は「収集日一覧表」(この冊子の裏表紙)または「分別収集カレンダー」(別紙)を参照。)

**新** 「蛍光管類」(P.10) ※「埋立ごみ」→「蛍光管類」に変更

- 従来「埋立ごみ」で出していた「蛍光管類」は、指定日にごみ収集場所へ出してください。  
(※収集日は「収集日一覧表」(この冊子の裏表紙)または「分別収集カレンダー」(別紙)を参照。)

**新** 「破碎できないごみ(破碎不適物)」(P.10) ※「埋立ごみ等」→「破碎できないごみ」に変更

- 市で処理することが困難であるものや処理の際に火災の危険を伴うものは、「破碎できないごみ」として、指定日にごみ収集場所へ出してください。  
(※収集日は「収集日一覧表」(この冊子の裏表紙)または「分別収集カレンダー」(別紙)を参照。)

**新** 「その他の紙」(P.11) ※「ミックスペーパー」「紙製容器包装」→「その他の紙」に変更

- チラシ、はがき、手紙、コピーした紙など ● 紙箱・台紙・包装紙など ● ラップ等の芯など

古着古布、蛍光管類、破碎できないごみは指定日のごみ収集場所での収集に変わります。  
各詳細については、P.10を参照してください。

## 分別区分と出し方について

		分別区分	出し方	
ごみ収集場所等に出せるもの	ごみ収集場所へ	燃せるごみ	生ごみはギュッとしばって一晩干して、水を切ってから出してください。 <b>無色透明の袋</b> で出してください。	P.3
		びん缶、金物類	中身を空にし、汚れを落として出してください。 <b>無色透明の袋</b> で出してください。	P.5
		ペットボトル	<b>キャップとラベル</b> はプラスチック製容器包装で出してください。 <b>2重袋で出さないでください。</b> <b>無色透明の袋</b> で出してください。	P.6
		プラスチック製容器包装	<b>無色透明の袋</b> で出してください。 <b>2重袋で出さないでください。</b>	P.7
		不燃ごみ	<b>無色透明の袋</b> で出してください。	P.9
		古着古布 蛍光管類 破碎できないごみ	<b>無色透明の袋</b> で出してください。 古着古布は「 <b>雨の日</b> 」は出さないでください。 ライター及びスプレー缶などは品目ごとに <b>無色透明の別袋</b> で出してください。	P.10
		枝木草葉類	<b>無色透明の袋</b> かビニールひもでしばって出してください。 毒性のものは「燃せるごみ」で出してください。	P.11
		新聞紙、雑誌、段ボール、紙パック、その他の紙	ビニールひもで十字にしばって出してください。 「その他の紙」は紙袋で出してください。 「 <b>雨の日</b> 」は出さないでください。	P.11
	場 <small>が</small> 実施団体が定めた	集団資源回収	回収日や場所は地域の実施団体へお問い合わせください。	P.12
ごみ収集場所に出せないもの	戸別収集	粗大ごみ	●戸別収集の予約申込 Tel:046-888-7477 (有)岬興業 月～金 8時30分～17時15分(12～13時除く)	P.13
			●粗大ごみ納付券等取扱店一覧表	P.15
			●自己搬入 市の処理施設へ直接搬入することができます。	P.16
	拠点回収	使用済み小型家電、使用済み乾電池、インクカートリッジ、水銀使用製品	市役所、南下浦出張所、初声市民センター、環境センター等に設置してある <b>回収ボックス</b> へ	P.17
		パソコン		P.19
	市で扱えないもの	エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機 (家電リサイクル法対象品)		P.20
危険性のあるもの、処理に支障があるもの			P.21	



# 燃せるごみ

無色透明の袋

に入れてください。



## 出せるもの

### 生ごみ



調理くず、貝がらなど

新

### プラスチック使用製品



おもちゃ(電池は外す)、食品保存容器や袋、バケツ、CD(ケース含む)、ストロー、電子体温計(電池ははずす)、ボールペンなど

※電池ははずして回収ボックスへ (P.18参照)

◆水気をよく切って出してください。◆プラスチック製容器包装  はP.7、8を参照してください。

新

### ゴム製品



くつ、スリッパ、ゴム手袋、ゴムホース など

新

### ビニール製品



ビニール製浮き輪、ビニール製ボールなど

### 皮革製品



グローブ、カバン、靴、ランドセル など

### リサイクルできない衣類等



綿入り衣類等(はんてん、どてら、敷きパッド、ベッドパッド)、カビなど汚れがひどい衣類など

◆リサイクルできる衣類等は古着古布へ(P.10参照)

### その他



アルミホイル



衛生用品(ばんそうこう、湿布薬)、紙おむつ、保冷剤、乾燥材、アルミホイル、スポンジ など



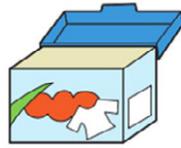
リサイクルできない紙

◆リサイクルできる紙は「その他の紙」へ(P.11)



食品がついた紙

ピザの箱、カップ麺やアイスクリームの紙製容器など



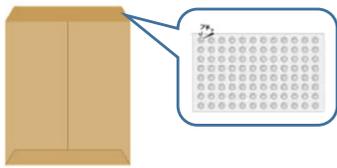
においのついた紙

洗剤・線香の空箱など

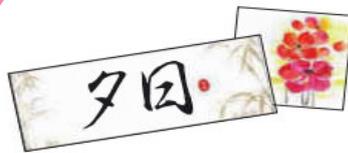


のりがついた紙

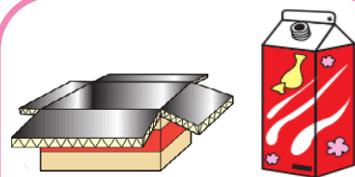
アルバム、シール、  
圧着はがきなど



緩衝材が貼ってある段ボール  
や封筒



絵の具・クレヨンが付いた紙  
書道で使った紙



内側が茶色・銀色の紙パ  
ックや段ボール



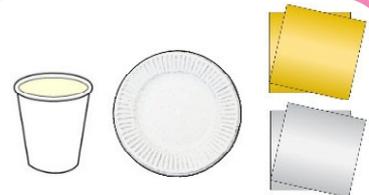
裏カーボン紙

宅配便の伝票など



感熱紙・シュレッダー紙

レシートなど



防水加工・箔押しされた紙

紙コップ・紙皿・折り紙  
(金色・銀色) など



以下のものは「古着古布」で出してください。

綿や羽毛入りの衣類（ダウンジャケット等）、革製の衣類（革ジャンパー、革ズボン等）

衣類



※上記以外の綿入り衣類（はんてん・どてら）や革製のくつ、かばん、ベルトなどは「燃せるごみ」で出してください。

出し方

1 生ごみの水は、ギュッとしばって、一晩干して、水を切る。

2 無色透明の袋に入れて、口をしっかりとしばる。

3 当日の朝8時30分までに決められたごみ収集場所へ出す。

